

日本の企業会計法の構造・現在・将来の動向

名古屋大学大学院法学研究科教授 小林 量

目 次

- 一 日本の企業会計原則法の構造
- 二 日本の企業会計法の現在
- 三 将来の課題

一 日本の企業会計原則法の構造

日本の商法は商人(会社も商法上商人である)一般の計算に関する規定をその総則編第5章「商業帳簿」に置き、商人に貸借対照表と会計帳簿の作成を義務づけているとともに、その作成方法等について規定している。商人が営業活動の成果を正確に把握しうるように財産および損益の状況を明らかにする帳簿を設けることは、合理的・効率的に運営する上で不可欠である。しかし、合理的・効率的な経営上必要な経済上の便宜的手段というだけでは商法が干渉をする必要はない。商法がこのような干渉をする理由は、商人の財産・損益の状況が正しく示されることが、出資者、債権者の保護にとって重要であるし、また、租税の算定の際の資料ともなるから、租税の公平な分担の上からも正確な帳簿の作成が要請されるからである。

もっとも、法が干渉する度合いはその企業の規模により自ずと差が生ずる。すなわち、規模の小さい個人商人である小商人と呼ばれる者については、商法は商業帳簿に関する規定を適用していない(8条)。また、個人商人に対して、その違反に対して商法上は制裁を課していない(もっとも、商人一般について、破産した場合に商業帳簿の不実記載・不作成等があった場合について刑罰による制裁がある。破産法374条3号、375条4号)。これに対して会社については、記載すべき事項の不記載、不実の記載に対して過料の制裁が課されている(商法498条1項19号、有限会社法85条1項10号)。特に株式会社と有限会社では社員は出資額に限定された有限責任しか負わず、会社財産のみが会社債権者のよりどころとなるから、会社の財務状況を明らかにすることがこれらの者の保護のためには不可欠であるため、厳格な規制が課されている。とりわけ、株式会社については、株式会社は一般投資家が出資し、取締役経営を委ね、その利益の分配に

預かる大規模企業形態であるから、関係する債権者の数が多数に昇るし、また会社の財務状態および経営成績を正確に把握することは、株主にとっても利益配当の面のみならず取締役の監督という面においても重要である。このため、株式会社においてはその計算に関する制度が自ずと重要となってくることから、商法は株式会社の計算についてはかなり詳細な規定を置いている。そして、株式会社の中でも特に規模の大きいものは、破綻時にその社会的影響が大きいことから、特別法である「株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下商法特例法という)によりその監査についても厳格化が図られている一方、規模の小さいものについては、商法上のものよりも緩和されている。本報告では、現在の日本の商取引の重要な担い手である株式会社に関する会計規制について見ていく。

まず、株式会社に関する法規制の構造であるが、商法は前述のように、第1編総則第5章で会社を含めて商人一般に適用がある計算に関する規定をおく。そして、株式会社に関する特則が第2編会社第4章第4節において規定されており、そこにおいて株式会社に貸借対照表、損益計算書等の「計算書類」の作成が命じられている(281条1項)。また株式会社の、上場会社等証券取引法の対象となる会社は同法に基づき財務諸表の作成が求められ、その財務諸表には貸借対照表、損益計算書が含まれる。このように、株式会社でも一定のものは商法と証券取引法の双方により貸借対照表等の作成が義務付けられ、この観点から両者の調整が必要とされた。そこで、昭和49年の商法改正に際して、総則編の規定において、「商業帳簿」(貸借対照表、損益計算書もこれに含まれる)の作成に関しては、「公正な会計慣行」によることとされた(32条2項)。ここでの「公正な会計慣行」とは証券取引法上の財務諸表作成の際の基礎となっている「企業会計原則」を想定したものであり、これにより商法上の会計規定と証券取引法上の会計規定の同一化が図られた。また、日本の法人税法は、法人の税額は根拠法に基づいて確定された決算書に基づきなされるといういわゆる「確定決算主義」を採用している(法人税法76条1項)。この関係で、商法上の貸借対照表等は税額算定の上でもその基礎となる重要なものであるが、税法上認められている各種の軽減措置を利用しようとする場合、商法の決算過程においてこれを予め採ることがもめられることから、商法上の決算処理が税法により拘束を受けるという逆基準性という現象も生じている。

このように商法と証券取引法の会計規定は同一化が図られたわけであるが、両者はその目的は同一ではない。すなわち、後者はもっぱら投資家に対する情報開示ということを目的とするところ、商法も株主・債権者に対する情報開示の側面も有するが、もう一つの重要な側面として、「配当可能利益の算出」という配当規制の側面がある。すなわち、貸借対照表上の総資産から負債を

除いた純資産より資本等の一定額を控除することにより配当可能利益を算出することとしている（商法290条1項）。このため商法の会計規定は貸借対照表に計上すべき資産や負債、資本に関する規制を中心としているのである。この配当規制は商法固有の目的である。

なお、この配当規制の中心をなすものは資本制度である。株式会社では株主有限責任のもと、会社債権者の拠り所となるものは会社財産に限られる。そこで、商法は資本に会社に不測の損失が生じた場合の緩衝器（バッファー）としての役割を担わせ、これにより債権者保護を図っている。すなわち、配当後も、資本に相当する純資産額を会社に保持させ、このように会社に債務額に加え資本額に相当する財産を保持させることにより、会社が営業不振等の事態が発生した場合に容易に債務超過に陥ることのないようにするもので、資本はこの配当阻止数としての機能を通じて、資本に会社に不測の損失が生じた場合の緩衝器としての役割を担っており、商法はこれにより債権者の保護を図っているわけである。しかし、会社の営業不振等により会社の資産状況が悪化することはこれは止めようがない。したがって、商法は資本制度を通じて株主への配当により会社財産が食い潰され、債権者を害することを阻止を目的としているのであり、その意味で資本は債権者と株主の利害調整装置である。

なお、商法第2編会社第4章第4節に置かれている規定は以下のようなものである。計算書類等の作成、公示に関する規定（281条 - 283条）、五項目の資産の評価に関する規定（285条 - 285条ノ7）、資本（284条ノ2）、資本準備金（288条ノ2）、利益準備金（288条）、種々の繰延資産（286条 - 287条）、引当金（287条）に関する規定、利益・利息の配当（290、291、293条）および中間配当に関する規定（293条ノ5）、配当可能利益・法定準備金の資本への組入に関する規定（293条ノ2、293条ノ3）、株主の経理検査権に関する規定（293条ノ6 - 293条ノ8、294条）等である。資産の評価に関する規定は商法総則においてもこれに関する規定が置かれているが、株主および会社債権者保護の観点から一定の資産について総則の規定の特則を定めている。

株式会社の計算に関する規定としては、以上の商法上の規定の他、計算書類の記載方法を定めた「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書および附属明細書に関する規則」があり、また、商法特例法において、同法上の大小会社について主としてその監査について特例を設けている。

二 日本の企業会計法の現在

現在日本の企業会計は会計ビッグバンと呼ばれる大変動期にあり、企業会計原則上の会計基準について様々な変更がなされている。これらは要するに経済のグローバル化の進行に伴い、日本の会計基準を国際的な基準に合わせるためになされたものであるが、ここでは、この会計ビッグバンをなす会計基準の変更の主要なものを指摘するに留める。

まず、金融商品の時価会計の導入がある。これは国際会計基準が金融商品について時価評価を採用することとしたことから、日本の会計基準においてもこれを採用することとしたものである。

次に税効果会計がある。税効果会計とは、会計上と税務上費用として認識する時期に差異があることから生ずる一時的留保差異について、費用である税を適切に費用配分する方法として認められるものである。このような税効果会計は、日本でも従来から連結財務諸表において認められていたが、その採用は任意であり、実際にはほとんど採用されていなかった。しかし、企業の期間比較が正しくできないこと、また、国際的にはこの税効果会計が採用していることから、国際的な比較ができないなどの問題があったことから、これも国際的な基準にあわせるということで、税効果会計が財務諸表上強制されることとなった。

次に退職給付に関する会計基準がある。日本での退職給付制度は、退職一時金制度と年金制度を併用するものが多いが、従来これらの会計処理の仕方は異なっていた。すなわち、退職一時金については、将来の給付に備えて引当金を計上するが、年金については、一般に企業外部の金融機関や生命保険会社に積み立てて、その拠出額を損金処理するという処理がなされてきた。そして、前者の引当金の設定に際しての負債の算定については、税法の積立限度額にならって積み立てられるのが通常で、従来期末要支給額に40%をかけた額が引当金として計上されてきた。しかし、世界的には退職給付に係る取扱いは統一して扱い、その債務額とそれに対応する資産を貸借対照表に計上するという処理がなされている。そこで、日本でも退職一時金と年金に関する会計を統一し、給付債務について原則として個人毎に計算する発生給付評価方式により退職給付債務を計算し、年金部分から外部に積み立てられた年金資産を控除したものと、退職一時金に関する債務の合計額が貸借対照表に計上され、これに対応する資産が時価評価の上計上することとされた。これにより企業の多くにおいて多額の積立不足が発生しており、現在の利益の圧迫要因となっている。

最後に研究開発費会計がある。従来いわゆる試験研究費はこれを繰延資産として計上することが企業会計上認められていた。しかし、試験研究費については、将来収益を獲得できるかどうか

は不明でもあることから、諸外国では試験研究費を研究開発費に含め、発生時に全額費用として処理されている。そこで、企業の重要な情報である研究開発費の適切な情報提供、企業間での比較可能性および国際的調和という観点から日本でも研究開発費というものを定義し、これについては、発生時に一括費用として処理することとされた。従来の試験研究費はこの研究開発費に含まれることとなる。

以上のような新たな会計基準がここ数年の内に矢継ぎ早に出されたわけであるが、これらの会計基準は財務諸表作成上の会計基準であり、商法自体における基準ではない。しかし、証券取引法の適用を受ける会社は上記の基準に従うことが義務づけられている会社は、前述の商法32条2項により商法上もこれらの基準によることが義務づけられていると解されている。また、証券取引法の適用対象でない会社であっても、それらの基準がそのような非公開会社にとっても「公正な会計慣行」にあたるという場合には、これに従う義務があることになる。

もっとも、資産の評価については、商法上も原価主義による規定が置かれていたことから、混乱を防ぐため、商法上の株式会社の資産の評価規定が改正され、市場価格のある金銭債権、株式、社債等について時価評価を認める規定が置かれた。なお、時価評価により評価益がある場合、未実現の利益が計上されることになるが、このような不確かなものからの配当を認めることは債権者保護の観点から妥当でないとの考えから、時価評価により増加した純資産額も純資産額からの控除項目とする(290条1項6号)ことにより、未実現利益からの配当は認めないこととしている。

以上の会計基準の変更は商法上も適用がある場合、会計監査にも影響を及ぼすことになる。特に税効果会計との関係で、繰延税金資産の計上については、回収可能性があることが必要であるが、その判断はかなり微妙な場合もあり、これは監査役の会計監査についても将来の会社の状況の判断も迫る場合もあるということで、監査役の監査が従来のものから将来志向的な監査に一步踏み出す契機になりうるものともいえる。

三 将来の課題

二で見たように、現在日本の企業会計は激動期にあり、今後も国際的な動向に合わせた調整に伴い、商法上の計算規定についても様々な新たな課題が出てくるものと思われるが、ここでは当面の主な課題を指摘しておく。

まず、商法の計算規定の固有の目的である資本制度の基づく配当規制が実効的な債権者保護と

という観点から妥当なものであるか、今後も維持すべきかという問題がある。すなわち、実効的な債権者保護という点で資本制度の限界が現在指摘されている。確かに資本制度と資本維持・充実の原則を通じて、債務の返済に必要な額以上の一定の資産を常に保有させることにより、資本は会社に損失が生じた際にバッファーとしての機能を有することになる。しかし、この資本は、配当により会社資産が株主に流失することを規制するだけであり、前述のように会社の業績悪化による流失をくい止めることはできない。また、このバッファーとしての機能にしても、そもそもの程度の額がバッファーとして適切かという問題がある。資本額については、一応商法は最低資本金制度を採用しているが、これも理論的根拠があるものではない。現在の資本額は、過去の新株発行の積み重ねにより偶然決定される数字にすぎない。そして、この数字は会社の支払能力や収益性を示す数字でもない。実際、資本が配当阻止数として機能し、債務の返済に必要な額以上に資本相当額の資産を保有していたとしても、その資産が流動性を欠くものであるため、期限の到来した債務を返済することができず倒産するという黒字倒産というものや、逆に配当をした翌期に倒産するというケースも生じている。いわゆるシステムの誤作動である。これらの点から、資本制度の債権者保護機能の限界が現在指摘されている。そして、諸外国では、実効的な債権者保護という観点から、資本制度を放棄し、別の債権者保護システムを採用している例もある。現在アメリカの州法においては、資本という概念を放棄し、資産と負債の比率や流動性比率、支払不能テストからなる配当規制というものが広く採用されており、日本においても、実効的な債権者保護の観点から同様の規制の導入の必要性も主張されている。資本に代わる実効的な債権者保護制度を採用するのか、なお、資本を中心として、現在の不備を補う形で新たな制度を構築するのかということが、今後の商法の重要な課題である。

また、商法上の連結決算という問題がある。現在の企業は多くの子会社等を持つことにより企業グループを形成し、これら子会社等を通じて経営活動の拡大・多角化を図るとともに、海外における資金調達を活発に行っている。このようなグループが形成されている場合には、これに属する個々の企業の個別の計算書類からだけでは、当該企業の財務状態の実態を把握することは困難であり、このような場合、グループを一つの企業体と捉え、グループ全体の財務状況を見る必要がある。このように、会社の財務状態に関する情報提供という観点からは、連結情報を開示することが重要であるところ、証券取引法では20年前から連結財務諸表の作成が求められていたが、これは従たる地位のものであり、個別の財務諸表が主たるものであった。しかし、会計ビッグバンにともない、国際基準にあわせるために昨年からは証券取引法上の財務諸表も連結財務諸表が主たるものとされた。商法上の計算書類も情報提供機能という観点からは連結によるべきというこ

とが以前から主張されており、現在法制審議会においても、この問題が検討されている。もっとも、この問題は、個別の貸借対照表が、配当利益の算出という機能を担っていたこととの関係上、配当可能利益をアメリカのいくつかの州に見られるように、連結決算上の利益をもとに算出するのかということにも及ぶ問題であり、配当規制とも関連してくる問題である。

最後に企業結合会計の問題がある。国際会計基準において、一つの企業が他の企業と合体し、または他の企業の純資産および事業に支配を及ぼす結果、独立した複数の企業が一つの経済的主体となることを企業結合といい、これらを対象とする会計を企業結合会計と呼ぶが、日本の商法上で、これとの関連で問題となる制度としては合併、株式交換・株式移転、分割である。しかし、これらの場合の会計処理が現在日本では統一的なものとなっていない。すなわち、現在の商法上の企業結合に際しての会計処理は持分プーリング法的な処理とパーチェス法の処理が入り交じったものとなっており、また明確な規定がなく解釈に委ねられているところも多いところ、その解釈に際しても二つの考え方から異なる見解が示されることがある。しかし、国際的にはパーチェス法に統一される動きにあり、わが国の会計基準もその方向で現在検討が進められている。今後企業結合が活発となることが予想される現在、商法上も統一した会計処理が求められるのであり、企業結合会計規制の整備が今後の重要な課題である。